

令和8年度 胎内市立保育園等通園バス運転業務委託 実施設計書		調査	
		設計	
業務委託番号		履行場所・納入場所	
		胎内市 新和町 地内	
	実施・元	変更	
設計額	円	円	
契約額 (内消費税額)	円 (円)	円 (円)	
履行期間等	令和8年4月1日から令和9年3月31日		
実施 (元) 設計概要	胎内市立保育園等通園バス運転業務委託 通常運行分 ついじ保育園(保育のみ) 3時間 臨時運行分(園外保育)2園 78時間	変更  設計概要	



# 委 託 費 内 訳 書

No. 1

業務区分	実 施 設 計				変 更 設 計				適 用
	数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
通常運行分 (ついで保育園 (保育のみ) ) 3時間	227	日							明細書 第1号表
臨時運行分 (園外保育)	2	園							明細書 第1号表
小計									
消費税相当額									
業務委託料計									

胎 内 市



## 胎内市立保育園等通園バス運転業務委託 仕様書

### 1. 委託業務内容

胎内市立保育園及び認定こども園の園児の送迎及び当該送迎車両の管理を行う。

### 2. 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3. 業務委託内容

(1) 原則として土曜、日曜、祝日及び休業日を除く毎日とし、その他保育園及び認定こども園の行事等による通園日には土曜、日曜、祝日及び休業日であっても運行とする。

(2) 運行時間は、次のとおりとする。ただし、園外保育のため、延長することができる。

園名	運行時間
ついじ保育園（保育のみ）	迎え：午前8時から9時30分まで 送り：午後3時から4時30分まで 迎えと送り併せて1日3時間以内

(3) 園の事情により運行時間の変更、運行の中止又は午前、午後いずれかの運行の中止を行う場合がある。

### 4. 運行計画

別紙「運行計画予定表」のとおりとするが、運行経路及び時間については契約締結後、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

なお、運行日又は運行開始時間若しくは終了時間を変更する場合及び園外保育等による臨時の運行を依頼する場合は、変更届出書又は利用計画書などの書面により、原則前日までにFAXで受託者に送信を行うこととする。

### 5. 条件

(1) 園児の通園における運行業務を安全かつ確実にを行うこと。

(2) 道路交通法及び関係法規、規定を遵守し、運行にかかる委託者の方針に沿って、業務を忠実にを行うこと。

(3) 運行開始日までに運行経路及び停留所を確認し、運行に支障をきたさぬよう必ず試走を行うこと。

(4) 車両の待機場所及び折り返し場所については、適切な場所を確保すること。

(5) 園児の送迎を行う業務であるため、運転者の配置は中型自動車第一種運転免許を所有しかつ、中型自動車以上の運転経験年数が5年以上のものに限る。

(6) 受託者は次に掲げる条件以上の自動車任意保険に必ず加入すること。

ア 対人 無制限

イ 対物 無制限（免責 0円）

ウ 搭乗者 1,000万円（乗客1名につき）

入院日額 100,000円・通院日額 5,000円

エ その他 自動車事故弁護士費用特約及び車両事故時における運搬・搬送・取引費用付

- (7) 臨時運行については、園外保育等への出発時間から各園への到着時間までを委託費の対象とする。この場合において、時間変更による対応ができる体制が整う場合は、園外保育等の目的地到着後、園外保育地からの出発時間については、受託事業者からの指示により、一旦、定置場に戻ることを可とする。

## 6. 使用車両及び定置場

- (1) 使用車両は中型自動車（マイクロバス等）とし、胎内市で準備するものとする。
- (2) 燃料費・点検整備費・修繕費・保険料・自動車重量税は胎内市の負担とする。
- (3) 車両の日常点検、給油、清掃、洗車（月1回程度）、修理・点検・車検等の調整を行うこと。ただし、臨時運行の場合は車両の日常点検等を省略することができる。
- (4) 定置場は原則として、胎内市役所駐車場及び築地環境改善センター（ふたば号のみ）とする。

## 7. 緊急時の対応及び事故等の報告及び処理

- (1) 保育園行事等による運行時間の変更や調整の伴う場合は、その対応のできる体制がとれること。
- (2) 委託業務遂行時において、事故等が発生した場合は、直ちに関係機関（警察・消防等）に緊急連絡するとともに、市（担当：こども支援課）及び保育園及び認定こども園に報告するものとし、受託者の責において処理するものとする。また、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 委託業務遂行中、委託者から乗降場所の変更など運行計画に予定されていない事項が生じ、運行計画を変更しなければならない場合は、受託事業者の労働者は、直ちに携帯電話等で受託事業主に連絡をし、了解を得たうえで対応すること。

## 8. 委託経費の算出

- (1) 委託見込経費は別紙「運行計画予定表」に基づき、通常運行分「1時間1台当たりの単価」×「1日当たりの運行時間」×「運行予定日数」×「運行台数」+臨時運行分「1時間1台当たりの単価」×「運行予定時間（市立保育園及び認定こども園1園当たり）」の「合計額」により積算すること。
- (2) 契約は運行予定時間を基に算出した単価で契約締結をする。なお、予定運行時間に増減があったとしても契約単価は変更しない。

## 9. 委託料の支払

委託料は、運行した月の料金の請求書を翌月10日までに提出し、提出された月の月末迄に支払うものとする。

## 10. その他

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得たときはこの限りでない。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別途協議のうえ定めるものとする。

問い合わせ先

胎内市 こども支援課 こども支援係  
新潟県胎内市新和町2番10号  
TEL 0254-43-6111（内線1263）  
FAX 0254-43-6200

別紙

運行計画予定表

1 業務内容 マイクロバス等の運転業務（1台分の運転）

2 運行予定時間

(1) 午前8時から午前9時30分までの1時間30分以内及び

(2) 午後3時から午後4時30分までの1時間30分以内

なお、園の事情等により運行予定時間の変更、運行の中止又は午前、午後いずれかの運行の中止を行う場合がある。

また、午前、午後いずれかの運行を中止する場合は、(1)から(2)それぞれ運行に要した時間のみを委託料として計算する。

3 設計額

(1) 通常運行分（ついじ保育園1台）

1時間1台当たりの単価（税抜）	円	
消費税及び地方消費税額（10%）	円	
年間当たりの稼働日数	227日	
送迎1回当たりの運行予定時間	3時間	送り迎え各1.5時間
運行台数	1台	
合計	円	

(2) 臨時運行分

1時間1台当たりの単価（税抜）	円	
消費税及び地方消費税額（10%）	円	
年間稼働予定時間	78時間	
市立保育園等	2台	
合計	円	

(参考)

自社が加入予定の自動車任意保険加入条件を記載ください。

(ア) 対人	<input type="checkbox"/> 無制限 <input type="checkbox"/> 円
(イ) 対物	<input type="checkbox"/> 無制限（免責 0円） <input type="checkbox"/> 円
(ウ) 搭乗者	<input type="checkbox"/> 円（乗客1人につき） 入院日額 円 通院日額 円
(エ) その他	自動車事故弁護士費用特約付き <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  事故・故障時における運搬、搬送取引費用付 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(オ) 年間保険料	円